第八款　信用リスク削減手法に関するその他の事項

第一目　複数の信用リスク削減手法の取扱い

（複数の信用リスク削減手法）

第百九条　標準的手法採用最終指定親会社は、一のエクスポージャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合、エクスポージャーをそれぞれの信用リスク削減手法を用いなければならない。分割し、分割後のエクスポージャーごとに一の信用リスク削減手法を用いなければならない。

（同一提供者による通貨又は残存期間の異なる保証又はクレジット・デリバティブ）

第百十条　一の主体が一のエクスポージャーに対して複数の保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合であって、それらの通貨又は残存期間が異なるときは、標準的手法採用最終指定親会社は、エクスポージャーをそれぞれの保証又はクレジット・デリバティブを適用する部分に分割しなければならない。

第二目　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ

（プロテクションを取得した場合）

第百十一条　標準的手法採用最終指定親会社は、信用リスク削減手法としてファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、当該クレジット・デリバティブによるプロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーに限り、信用リスク削減効果を勘案することができる。

（プロテクションを提供した場合）

第百十二条　標準的手法採用最終指定親会社がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、当該標準的手法採用最終指定親会社は、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて第五章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

2　前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用最終指定親会社は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

第三目　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等

（プロテクションを取得した場合）

第百十三条　標準的手法採用最終指定親会社は、信用リスク削減手法としてセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める扱いをすることができる。

一　標準的手法採用最終指定親会社が、当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに加え、プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーを同じくするファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを取得している場合　プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのうち、当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が二番目に小さい一のエクスポージャーに限り、信用リスク削減効果を勘案する。

二　プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのいずれか一について既に信用事由が発生している場合　プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーであって信用事由の発生していないもののうち、当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク削減効果を勘案する。

（プロテクションを提供した場合）

第百十四条　第百十二条の規定は、標準的手法採用最終指定親会社がセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、同条第二項中「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

（その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い）

第百十五条　前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについて準用する。

第四章　信用リスクの内部格付手法

第一節　総則

第一款　承認手続等

（内部格付手法の承認）

第百十六条　最終指定親会社は、内部格付手法を用いようとするときは、金融庁長官の承認を受けなければならない。

（承認申請書の提出）

第百十七条　内部格付手法の使用について前条の承認を受けようとする最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　信用リスク管理指針

四　内部格付手法実施計画

五　先進的内部格付手法移行計画（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社が新たに先進的内部格付手法採用最終指定親会社としての承認を申請する場合に限る。）

六　その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

3　前項第四号に掲げる内部格付手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、先進的内部格付手法採用最終指定親会社が一部の事業単位又は資産区分（同一の事業単位において保有する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーをいう。以下この章において同じ。）においてLGD及びEADの推計値を使用しないことを妨げない。

一　内部格付手法を適用する範囲及び同手法の適用を開始する日

二　内部格付手法の適用を除外する予定の事業単位又は資産区分

4　第二項第五号に掲げる先進的内部格付手法移行計画には、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの推計値を使用する範囲及び使用を開始する時期に関する事項を記載しなければならない。ただし、一部の事業単位又は資産区分についてLGD及びEADの推計値を使用しないことを妨げない。